

**令和 8 年度 鹿児島地方最低賃金審議会
第 1 回 鹿児島地方最低賃金審議会議事録**

開 催 日 時		令和 8 年 7 月 10 日（金）14 時 00 分～15 時 00 分
開 催 場 所		鹿児島合同庁舎 第 2 会議室
出席者	公益代表委員（5 名）	川口俊一 瀬口毅士 松枝千鶴 松本俊哉 吉崎敦憲（敬称略）
	労働者代表委員（4 名）	上蘭哲也 喜入拓司 櫻井律子 白石裕治（敬称略）
	使用者代表委員（3 名）	濱上剛一郎 本坊一浩 柳田由美（敬称略）
	事務局（4 名）	永野労働局長 藤原労働基準部長 松下賃金室長 二石賃金室長補佐
議題	1 令和 8 年度鹿児島地方最低賃金審議会の運営について 2 令和 8 年度鹿児島県最低賃金改正諮問について 3 鹿児島県最低賃金専門部会における最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の適用について 4 産業別最低賃金の改正に関する申出の意向表明について 5 運営小委員会の委員の指名について 6 最低賃金法第 25 条に基づく公示に係る意見書の取扱いについて 7 今後の日程調整について 8 その他	
配付資料	1 第 57 期 鹿児島地方最低賃金審議会 委員名簿 2 鹿児島地方最低賃金審議会 運営予定 案 ・実績表 3 令和 8 年 度答申要旨の公示日別最短 効力発生予定日一覧表 4 鹿児島県特定（産業別）最低賃金の改定に関わる意向表明（写） ① 自動車（新車）小売業 ② 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 5 鹿児島県特定 産業別 最低賃金に係る適用労働者数等の通知について ① 自動車（新車）小売業 ② 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 6 最低賃金法第 25 条に基づく公示に係る意見書の取扱いについて 審議会進行時の配付資料 ・最低賃金の改正決定について（諮問）（写） ・令和 8 年度鹿児島地方最低賃金審議会日程 事務局（案）	

(松下室長)

瀬口委員が遅れておりますが、定刻になりましたので令和8年度第1回鹿児島地方最低賃金審議会を始めさせていただきます。

委員の皆様には、誠にお忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

まず、初めにお手元にお配りしている資料のご確認をお願いします。本日の資料は、3つの資料を1つにファイリングさせて頂いています。今後は、審議会等毎に資料を配布させていただきますので、本日お配りしたファイルにその都度綴り込んで頂きますようお願いいたします。

1番目は、青色のインデックスの資料番号1から6までの資料となっております。

2番目は、赤色のインデックスの参考資料としまして、経済情勢等の参考資料ということで、資料番号の1から14番まで付けさせて頂いております。

3番目は、赤色のインデックスの参考資料2の運営規程関係資料で、資料番号①から⑤までとなっております。

それでは、まず青色のインデックスの資料番号1に委員名簿がございますので、御覧いただければと思います。

今年度新たに就任されましたのは、公益委員の吉崎委員と労働者代表委員の上蘭委員の二人になります。

それでは、ちょっと瀬口委員は遅れていますが、名簿の記載順に従って御紹介をさせていただきます。

まず、公益委員から御紹介いたします。

川口委員でございます。

(川口委員)

よろしくお願いします。

(松下室長)

それから、松枝委員でございます。

(松枝委員)

松枝でございます。よろしくお願いいたします。

(松下室長)

松本委員でございます。

(松本委員)

松本です。よろしくお願いいたします。

(松下室長)

吉崎委員でございます。

(吉崎委員)

吉崎でございます。よろしくお願いいたします。

(松下室長)

続きまして、労働者代表委員を御紹介いたします。

上蘭委員でございます。

(上蘭委員)

上蘭です。よろしくお願いいたします。

(松下室長)

喜入委員でございます。

(喜入委員)

よろしくお願いいたします。

(松下室長)

櫻井委員でございます。

(櫻井委員)

櫻井です。よろしくお願いします。

(松下室長)

白石委員でございます。

(白石委員)

白石です。よろしくお願いいたします。

(松下室長)

続きまして、使用者代表委員を御紹介いたします。

濱上委員でございます。

(濱上委員)

濱上でございます。よろしくお願いいたします。

(松下室長)

本坊委員でございます。

(本坊委員)

本坊です。よろしくお願いいたします。

(松下室長)

柳田委員でございます。

(柳田委員)

柳田です。どうぞよろしくお願いいたします。

(松下室長)

なお、本日は、労働者代表委員の眞下委員、それから使用者代表委員の岩田委員と千代森

委員は欠席となっております。

続きまして、最後に事務局の御紹介をさせていただきます。

鹿児島労働局長の永野でございます。

(永野局長)

よろしくお願いします。

(松下室長)

労働基準部長の藤原でございます。

(藤原部長)

藤原です。よろしくお願いいたします。

(松下室長)

そして、いま外していますけど、賃金室長補佐の二石、そして、私、賃金室長の松下でございます。本年度もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、改めて1点、皆様をお願いをさせていただきます。

本審議会の審議内容につきましては、事務局で議事録を作成しております。この議事録を正確なものにするために、進行役を除きまして、御意見いただく前には、お近くのマイクを手にとって、必ず御自分のお名前をおっしゃっていただきますよう、お願いいたします。また、マイク同士の干渉を避けるため、発言の都度、マイクのオン・オフを行っていただくように御協力をお願いいたします。

それでは、本年度最初の審議会でございますので、審議に先立ちまして、永野労働局長より御挨拶を申し上げます。

(永野局長)

労働局長の永野でございます。本日は御多忙の中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。日頃から鹿児島地方最低賃金審議会の運営に御尽力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

昨年度は景気や企業の利益における改善の傾向が見られる一方、物価や原材料費等の高騰

による影響も大きく見られる中で、中央最低賃金審議会から示された目安額Cランク64円という状況におきまして、大変厳しい日程の中、長時間にわたり熱心な御審議をいただきましたことに対しまして、厚く感謝を申し上げます。

今年も昨年に引き続き春季労使交渉の賃上げ率が高い伸び率となっております。この賃上げの流れを非正規雇用労働者や多くの労働者が働いている中小企業にもしっかりと波及させることが大事であり、最低賃金による底上げも大変重要であると考えております。

委員の皆様におかれましては、賃上げの状況、物価の動向、企業の業況なども十分に考慮いただき、真摯な議論をお願いいたしますとともに、審議会の円滑な運営に格別の御尽力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会に当たり私からの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(瀬口委員出席)

(松下室長)

それでは、議事に入らせていただく前に、会長及び会長代理の確認をさせていただきます。現在の第57期鹿児島地方最低賃金審議会委員の任期は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間となっておりますので、昨年度に引き続き、会長は川口委員、会長代理は松枝委員とさせていただきます。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(松下室長)

ありがとうございます。それでは、御確認いただきましたので、これからの進行につきましては、川口会長をお願いいたします。

(川口会長)

皆さん、こんにちは。任期が2年ということで、今年まで会長職を仰せつかることとなっております川口です。よろしくお願いいたします。

審議会ですけど、昨今の物価高あるいは不透明な社会経済情勢等を背景にしながら、鹿児島県の実情、現状に合った審議をしていかなければならない。慎重な検討、丁寧な議論の積み重ねをしていくことが求められていると感じているところです。

皆様方と一緒に、これからの会議に関しては真摯な議論、建設的な議論をもって、実り多い審議会とさせていただくことをお願いしまして、挨拶としたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから令和8年度第1回鹿児島地方最低賃金審議会を開催いたします。
まず、開会に先立ち、本議会の成立について事務局より御報告をお願いいたします。

(松下室長)

ここからは、座ってお話をさせていただきます。

最低賃金審議会令第5条第2項によりますと、審議会は、委員の3分の2以上または労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員の各3分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができないと規定されております。

本日は委員の3分の2以上となる現在12人の委員に御出席いただいております、定数を満たしており、本審議会は有効に成立していることを御報告いたします。

(川口会長)

ありがとうございました。

本審議会は有効に成立していますので、これから審議に入りたいと思います。

その前にまず、会議の公開につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

(松下室長)

それでは、会議の公開について御説明いたします。

会議の公開は、お手元にお配りしました赤色のインデックスの資料2の①の鹿児島地方最低賃金審議会運営規定第6条により、会議は原則として公開するとされておりまして、次の7条にて、会議資料も原則として公開するとされております。

事務局にて赤色のインデックスの資料2の④、鹿児島地方最低賃金審議会の公開要領に基づきまして、会議開催の周知を行いましたところ、4名の傍聴の希望者と報道機関5社からの取材希望を受け付けており、ただいま待機していただいております。

公開要領の項目5によりますと、審議会の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に対し、当該審議会の長が会議の傍聴を認めることにより行うものとするとしてされております。

青色のインデックスの資料2、鹿児島地方最低賃金審議会運営予定(案)・実績表の最上

段、本審の欄に記載しておりますが、第1回から第4回本審までの各議題につきましては、例年お諮りしている定例的な議題でございますので、本年度も定例的な議題に関しましては、第1回から第4回本審まで一括して公開の扱いにさせていただきたいと考えております。ここに記載していない議題を御審議いただく場合につきましては、あらかじめ個別に会長の御判断をお願いいたします。

それでは、第1回から第4回本審までの定例的な議題について、傍聴及び取材の諾否、傍聴人等への会議資料の配付について、会長の御判断をお願いいたします。

(川口会長)

会議の公開につきまして、ただいま事務局から説明されたとおりでございます。

私としましては、毎年お諮りしている定例的な議題については、内容からして非公開にする理由はないと思いますので、傍聴、取材及び会議資料の配付等を認めることとしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(川口会長)

ありがとうございます。それでは、傍聴と取材を認めることとしましたので、事務局は傍聴希望者と取材希望者を入室させ、会議資料を配付してください。

(傍聴者、取材者入室、資料配付)

(川口会長)

それでは、会議を再開いたします。

本日の議題は、皆様のお手元にありますように、1番目の令和8年度鹿児島地方最低賃金審議会の運営についてから8番目のその他までの8項目となっております。

議題の順番に沿って進めます。

まず、1番目の議題、令和8年度鹿児島地方最低賃金審議会の運営についてを議題といたします。

この件に関して、事務局から説明をお願いいたします。

(二石補佐)

では、令和８年度の鹿児島地方最低賃金審議会の今後の運営について御説明いたします。

お手元の資料で、青色のインデックス３、令和８年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表を御覧ください。一覧表の別添１は、地域別最低賃金の場合が記載されております。

一覧表の上のほうに、項目としまして、答申（要旨公示）、異議申出締切、官報公示、発効と書かれております。

一番右の発効欄を御覧ください。

発効の欄の上から５番目に、１０月１日木曜日と書かれております。県最賃の発効日につきましては、全国的にも１０月１日発効を目標とすることが定着しております。１０月１日を発効日とするためには、発効欄が１０月１日の行の一番左の欄を見ると、答申８月５日水曜日となっておりますので、地域別最低賃金の発効日を１０月１日木曜日とするためには、答申期限は８月５日水曜日となります。

一方、特定産業別最低賃金につきましては、一覧表の別添２に掲載されております。なお、特定産業別最低賃金については、以下、産業別最低賃金と呼ばさせていただきます。

産業別最低賃金も同様の読み方をしていただき、年内発効とする場合、発効欄が１２月３１日木曜日となりますので、答申期限は１０月３０日金曜日となります。

続いて、青色のインデックス２、鹿児島地方最低賃金審議会運営予定（案）・実績表を御覧ください。

表の上側は令和８年度の審議会運営予定です。また、下側は令和７年度実績で、表の中に日付が入っております。この日付は、それぞれの審議会開催日を記載しています。さらに、括弧内は令和６年度の実績になります。

表の左端には審議会の種類が書かれております。上から順番に、本審、公益委員会、運営小委員会、県最賃専門部会、電機関係製造業専門部会、自動車（新車）小売業専門部会、百貨店、総合スーパー専門部会と並んでおります。それぞれ右へ移動していただきますと、月ごとの各部会の運営状況になっております。

表中に丸文字を入れていますので御覧ください。下側は、昨年度の審議会の開催順を示しております。上側は、昨年度実績を参考にした本年度における審議会のおおよその開催順番であると御理解いただきますようお願いいたします。

それでは、表の上側に書かれております令和８年度審議会運営予定について、①から⑱までの順番に説明いたします。

① の第1回公益委員会は既に6月12日に開催しており、会議では公益委員の役割分担など協議していただきました。

②は本日開催している第1回本審です。地方最低賃金審議会での諮問では、中央最低賃金審議会での目安諮問を受けて開催することとなっておりますので、6月26日に中央最低賃金審議会での目安諮問があったことを踏まえて、本日開催させていただきました。

③県最賃専門部会委員の推薦公示、④県最賃専門部会の委員任命、⑤第1回県最賃専門部会について説明いたします。

本日の県最賃改正諮問後、県最賃専門部会を開催するため、県最賃専門部会委員の推薦公示を行います。公示期間を経て、専門部会委員を任命させていただき、その後、第1回県最賃専門部会を開催することとなります。

飛びまして、⑦の第2回本審ですが、中央最低賃金審議会の目安答申が行われた後に開催することとなります。中央最低賃金審議会における目安答申は7月下旬の予定としております。

戻りまして、⑥の第2回公益委員会は、目安答申を伝達する第2回本審当日に、本審に先立って開催いたします。

目安答申を受けて、⑧から⑪の県最賃専門部会で集中的に金額審議をしていただきます。例年3回から5回の専門部会で結審しているところです。先ほど10月1日の発効の場合、8月5日の結審について述べましたが、当局でも10月1日発効を基本としつつも、近年の状況等を考慮しながら予定を立てております。いずれにしても極めてタイトな日程設定を前提にしなければならないことが予想されております。

⑫の第3回本審につきましては、県最低賃金専門部会で結審した場合、早期発効を意識して、その当日に第3回本審を開催し、答申をいただくことを考えております。

⑬の最賃決定要旨の公示につきましては、第3回本審で改正の答申をいただき、直ちに審議会の意見要旨を公示することとなります。なお、意見に対する異議申出は、公示日の翌日から起算して15日以内となっております。

ここで、県最賃を離れて、産業別最低賃金に関する手続を挟ませていただきます。

基本的には、⑭第1回運営小委員会、⑮第2回運営小委員会です。産業別最低賃金の改正等の申出が例年どおりなされた場合には、第2回本審において産業別最低賃金の改正の必要性の有無に関して諮問させていただくこととなります。その後、運営小委員会において改正の必要性ありとの答申をいただいた産業別最低賃金については、第4回本審において必要性

答申と改正諮問を行い、それぞれの専門部会において御審議いただくこととなります。

戻りまして、⑯が第4回本審ですが、第4回本審は、公示した答申内容に関して異議申出が出された場合に、その申出について御審議いただくこととなります。基本的には異議申出締切りの翌日に開催することとなります。

⑰は最賃決定の官報公示です。第4回本審で異議申出に関して審議会の意見が出された後に、最低賃金の決定等を行い、決定事項を官報に掲載して公示することとなります。

審議会運営予定（案）の作成におきましては、県最賃の早期発効に配慮しております。委員の皆様方におかれましても、御理解と御協力をお願い申し上げます。

以上、本年度の審議会の流れについて説明いたしました。

なお、具体的な開催日時の事務局案につきましては、後ほど御説明させていただきます。

これで説明を終わらせていただきます。

（川口会長）

ありがとうございました。

ただいま事務局から、これからのスケジュール等の説明がございました。

これに対する御質問、御意見等ございませんか。よろしいですかね。

（「なし」の声あり）

（川口会長）

それでは特に御異議等なければ、今年度の審議会運営につきましては、おおむね資料2の案に沿って運営していくこととしたいと思います。

突発的な事項、審議すべき事項等が生じた場合等については、このスケジュール以外にも開催する場合があります得るかもしれないということを御承知おきいただきたいと思います。

それでは、2番目の議題に入りたいと思います。令和8年度鹿児島県最低賃金改正諮問についてを議題といたします。

事務局は諮問文の準備等をお願いいたします。

（諮問文（写）を配付）

（永野局長）

これから私のほうから諮問をさせていただきますが、諮問に先立ちまして、簡単に経済状

況などの背景について御説明をさせていただきます。

最近の経済情勢は、内閣府の6月の月例経済報告によると、「景気は緩やかに回復しているが、中東情勢の影響を注視する必要がある」とされており、県内は鹿児島財務事務所が4月に発表した鹿児島県内の経済情勢報告によると、「県内経済は回復に向けたテンポが緩やかになっている」とされ、また、日銀鹿児島支店の金融経済概況では、令和7年12月以降、「景気は一部に弱めの動きが見られるが、緩やかに回復している」との分析が据え置かれているところです。

一方、県内の雇用失業情勢につきましては、有効求人倍率は1倍台を維持しているものの、5月は1.02倍で前月と同水準であり、求人が緩やかに減少しており、物価上昇・中東情勢等が雇用に与える影響について、引き続き注視が必要な状況です。

これから本年度の鹿児島県最低賃金の改正諮問をさせていただきますが、先ほど申し上げた県内の経済情勢等を踏まえて、最低賃金額の改定が必要であると判断しました。

本年度の調査審議に当たりましては、県内の経済・雇用情勢、九州・沖縄ブロックの動向等にも配意して御審議いただき、鹿児島県の多くの労働者が安心・納得して働ける結論を出していただければと考えております。

なお、当局としても、最低賃金引き上げの影響が大きい中小企業・小規模事業者の生産性や経営力の向上を支援するため、賃上げ支援助成金パッケージの周知や活用促進等に取り組んでまいります。

それでは、諮問をさせていただきます。

鹿児島地方最低賃金審議会会長、川口俊一殿。鹿児島労働局長、永野和則。

最低賃金の改正決定について、諮問。

最低賃金法第12条の規定に基づく鹿児島県最低賃金の改正決定に関して、貴会の調査審議を求める。

よろしくお願いします。

(川口会長)

ただいま諮問文をいただきましたので、中央最低賃金審議会のスケジュールについて、事務局より説明をお願いいたします。

(松下室長)

今年度の中央最低賃金審議会の審議スケジュールでございますが、6月26日金曜日に中央最低賃金審議会が開催され、目安諮問がなされ、同日、第1回目の目安小委員会が開催されております。そして、本日、ちょうど今のタイミングで第2回の目安小委員会が開催されているところです。その後の予定は今のところ示されておりませんが、例年どおり7月中に複数回開催されまして、7月下旬頃に開催される審議会において、目安答申が行われると考えております。

これらは中賃の審議次第ということになりますので、確定したものではございません。今後の日程につきましては審議次第で不確定なことが多いですが、中賃の情報につきましては、また入り次第、委員の皆様にはメール等で御連絡を差し上げたいと思っております。

以上です。

(川口会長)

ありがとうございました。

ただいまの説明等について、何か御質問等ございませんか。よろしいですかね。

(「なし」の声あり)

(川口会長)

続きまして、3番目の議題、鹿児島県最低賃金専門部会における最低賃金審議会令第6条第5項の適用についてを議題としたいと思います。

先ほど永野労働局長より鹿児島県最低賃金の改正について諮問がありましたので、鹿児島県最低賃金専門部会を設けて審議していくこととなりますが、従来から鹿児島県最低賃金の審議では、最低賃金審議会令第6条第5項を適用しておりません。審議会令第6条第5項で、審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができると規定されているところです。すなわち、原則として県最低賃金専門部会の決議が全会一致で行われた場合に限り、県最低賃金専門部会で決まったことをもってこの本審の決議とすることができるという取扱いです。

しかしながら、第6条第5項を適用しないということは、県最賃の専門部会で決まったことを再度本審に上げて、本審で最終的な決議をするという意味、流れになります。

鹿児島県の場合は、従来から専門部会で決まったものを本審に上げて、本審で再度決議し

てきているところです。本年度も例年どおりこれまでと同様に、第6条第5項を適用しないということとし、専門部会の決議だけでなく、その後の本審の決議を必要とするとしてよろしいかどうかをお諮りしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

（川口会長）

ありがとうございます。それでは、例年どおりその流れで行きたいと思います。それでは、本年度も本審の決議を必要とすることとします。

次に、4番目の議題です。産業別最低賃金の改正に関する申出についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

（二石補佐）

それでは、産業別最低賃金の改正に関する申出の意向表明について御説明いたします。

産業別最低賃金につきましては、最低賃金法第15条に基づく最低賃金改正等の申出を労使が行うのを待って、審議に入ることとなっております。

現在、鹿児島県における産業別最低賃金は、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業、百貨店、総合スーパー、自動車（新車）小売業の3業種について決定されております。

例年それぞれの関係労働団体から産業別最低賃金の改正等に関する意向表明が3月頃に入り、これを経て7月に改正等の申出が提出されております。

本日現在の状況では、改正等の申出を行いたいという意向表明は2つの関係労働団体から提出されております。

その写しがお手元の資料、青色のインデックス4①と4②です。

インデックス4①は、自動車（新車）小売業に関するものです。令和8年3月18日付で自動車総連鹿児島地方協議会販売部門連絡会より意向表明の提出があり、同月24日に受理しております。

インデックス4②は、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業に関するものです。令和8年3月13日に京セラ労働組合国分支部、大口電子労働組合、パナソニックデバイスSUNX九州労働組合より意向表明の提出があり、同日受理しております。

この2団体より例年7月に改正の申出がなされますので、それを受けて、まず第2回本審において、局長より産業別最低賃金の改正の必要性に関する諮問を行います。その後、必要性の有無の審議を運営小委員会で行っていただくことになります。

運営小委員会で改正の必要性ありとの結論が出た場合には、それを受けまして、第4回本審で局長へ必要性答申を行っていただきます。局長は同じく第4回本審にて金額改正諮問を行い、それぞれの専門部会で金額審議を行っていただくという流れになります。

産業別最低賃金の審議につきましては、平成14年12月に出された中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告がございます。

最低賃金決定要覧をお持ちの方、これになりますけれども、は230ページから233ページを御覧ください。

この中で、関係労使がイニシアチブを十分に発揮することにより一層円滑な審議と運用がなされることがうたわれております。

赤色のインデックスで資料2の⑤、中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告への対応についてを御覧ください。

関係労使のイニシアチブの発揮により一層円滑な審議と運用がなされることを受けて、鹿児島地方最低賃金審議会では、平成15年3月に中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告への対応についての中で、改善を図るため、関係労使当事者間の意思疎通、関係労使の参加による必要性審議、金額審議における全会一致の議決に向けた努力、関係労使の自主的な努力による周知及び履行、適用労働者数等の通知などについて、全会一致で決定しております。

そのうち適用労働者数等の通知につきましては、青色インデックス5①と5②のとおり、関係労使宛てに既に通知しているところでございます。

また、産業別最低賃金につきましては、最低賃金審議会令第6条第5項に基づき、専門部会の結審をもって本審の決定とすることができるとなっておりますので、このことにつきましては、今後の本審の中でその取扱いをどうするかをお決めいただくようお願いいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。

(川口会長)

ありがとうございました。

ただいま産業別最低賃金の改正に関する申出について説明がございましたが、皆様、御質

問等ございませんか。よろしいですね。

(「なし」の声あり)

(川口会長)

それでは、次の5番目の議題の運営小委員会の委員の指名についてを議題といたします。
事務局のほうから説明をお願いいたします。

(松下室長)

それでは、運営小委員会の委員の指名につきまして御説明いたします。

運営小委員会は、お手元の資料の赤色のインデックスの参考資料2の①です。審議会運営規定第3条によりますと、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができとなっております。

実際には、主に産業別最低賃金の改正の申出があった場合に、その必要性の有無を審議することになっております。先ほど御説明させていただきましたとおり、本年3月に申出の意向表明が提出されております。

また、運営小委員会の委員につきましては、お手元の参考資料2の③の運営小委員会運営要領第3項によりますと、小委員会は、労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員それぞれ3名をもって構成すると。委員は、審議会の議決により会長が指名するとなっております。

以上です。

(川口会長)

ありがとうございました。

それでは、これまでの慣例に従いまして、本年度も公労使各側で協議していただき、それぞれ3名ずつ推薦いただきたいと思います。

公益委員につきましては、既に協議済みであります。松枝委員、松本委員、吉崎委員が推薦されておりますので、御報告させていただきます。

それでは、労側、使側、もし決まっておりましたら、発表していただきたいと思います、いかがでしょうか。

まず、労側からお願いいたします。

(白石委員)

労働者側、白石です。

労働者側は、上蘭委員、眞下委員、私、白石の3名です。よろしくお願いいたします。

(川口会長)

ありがとうございました。

それでは、使側、よろしくお願いいたします。

(濱上委員)

使用者委員、濱上でございます。

使用者側は、岩田委員、千代森委員、そして私、濱上でございます。

(川口会長)

ありがとうございました。ただいま御報告ございました。推薦いただきましたので、私のほうから指名いたします。

労働者側は、上蘭委員、眞下委員、白石委員。

使用者側は、岩田委員、千代森委員、濱上委員。

以上でございます。

公益側は、先ほど申し上げましたとおり、松枝委員、松本委員、吉崎委員ということで、合計9名で運営小委員会を担当していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、6番目の議題、最低賃金法第25条に基づく公示に関わる意見書の取扱いについてに入ります。

事務局より説明をお願いいたします。

(松下室長)

最低賃金法第25条に基づく公示に係る意見書の取扱いにつきましては、本年度も第2回本審前に第1回専門部会を開催することとしましたので、第1回本審において説明させていただきます。

最低賃金法第25条で、最低賃金審議会は、最低賃金の決定又は改正について調査審議を求められたときは、関係労使の意見の反映に特段の配慮を必要とし、関係労使を代表とする委員からなる専門部会を必ず設置しなければならないとなっておりますが、地域の関係労使の利害や意見が必ずしも一様ではない場合もございますので、関係労使の意向を十分に反映して慎重に最低賃金の決定を行うことができるよう、専門部会の設置とは別に、関係労使の意見を聞くこととなっております。

この関係労使からの意見聴取については、関係条文の一覧を用意しておりますので、青色のインデックス資料6を御覧ください。

最低賃金法第25条第5項で意見聴取について規定されております。同条項によると、最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとするとなっており、最低賃金法施行規則第11条第1項に基づいて、第1回本審の後に関係労使からの意見聴取の公示を行うこととしております。

公示の期間を7月10日、本日から21日までとしています。意見書の提出も想定されているところです。

意見陳述の取扱いにつきましては、意見書も提出されることを想定して、第1回専門部会で、例年と同様の枠組みで、複数人であっても全体で10分から15分以内で意見陳述を受けることとさせていただきたいと考えております。

これまで意見陳述の取扱いにつきましては、専門部会でお決めいただいていた経緯がございますので、第1回専門部会の冒頭で、その可否と、例年と同様の枠組みでよいか正式にお決めいただき、その結論に従いまして、可とされた場合には、第1回専門部会の中で金額審議の前に意見陳述を受けることとさせていただきたいと思っております。

以上です。

(川口会長)

ありがとうございました。

ただいまの事務局説明について、何か御質問、御意見等ございませんか。

(「なし」の声あり)

(川口会長)

ないようですので、次の議題に進みたいと思います。

7番目の議題の今後の日程調整についてを議題とします。

事務局、説明をお願いいたします。

(資料配付)

(二石補佐)

ただいま配付いたしました令和8年度鹿児島地方最低賃金審議会日程事務局案に基づいて御説明いたします。

今から御説明します日程案は、中央最低賃金審議会の目安が7月下旬までに答申されることを前提にしたものであり、委員の皆様方の日程調整結果等を踏まえた事務局案でございます。

日程案の表面を御覧ください。

本日が第1回本審でございます。

第2回本審は、中央最低賃金審議会から出された目安答申の伝達を行うということで、事務局案といたしましては、7月31日金曜日15時から、この会議室で開催させていただきたいと考えております。

第2回本審について、産業別最低賃金改正の必要性についても諮問をさせていただく予定でございますので、改正の申出につきましては、事務手続等の関係から7月21日火曜日までとさせていただきたいと考えております。

次に、県最賃専門部会の日程につきまして説明いたします。

事務局案といたしましては、第1回専門部会における審議内容は、部会長等の選出、関係労使の意見陳述、労使各側の基本的な考え方などであって、具体的な金額審議は第2回以降となることを踏まえ、第1回専門部会は第2回本審より前の7月27日月曜日14時から、この会議室において開催したいと考えております。

第2回専門部会は8月5日水曜日10時から、第3回専門部会は8月10日月曜日10時、第4回専門部会は、少し間が空きますが、8月18日火曜日10時、第5回専門部会は8月21日金曜日10時、いずれもこの会議室においてという日程案を事務局では考えております。

第3回本審につきましては、できる限り早い発効を考慮し、結審した専門部会と同じ日に開催することを事務局案として考えており、第3回以降の専門部会を10時から開催し、第3回本審を15時から開催すると考えております。本審のみ御出席の委員の皆様には、専門部会

終了後すぐに、その日の本審開催の有無を電話やメール等で連絡させていただき予定でございます。

異議申立てがあった場合の第4回本審については、できるだけ早い発効を考慮して、異議申出締切りの翌日に開催させていただきことといたしました。第3回県最賃専門部会で結審した場合は、8月26日水曜日10時から、第4回専門部会で結審した場合は、9月3日水曜日10時から、第5回最賃専門部会で結審した場合は、9月8日火曜日10時から、場所はいずれの日もこの会議室において開催させていただき予定にしております。

また、運営小委員会は、審議を十分尽くしていただけるように、予備日を含めて複数回の日程を調整しております。第1回目は8月28日金曜日10時から、2回目は8月31日月曜日14時から、いずれもこの会議室において開催させていただきことを予定しております。

なお、運営小委員会のオブザーバーの皆様には、第1回目に参加させていただきことにしたいと考えております。

なお、運営小委員会のオブザーバー推薦の提出期限につきましては、第2回本審において提案したいと考えております。

県最賃専門部会で結論がいつ得られるかは分からないところではございますが、この事務局案の場合、仮に8月10日の第3回県最賃専門部会で結論が得られた場合、異議審の第4回本審の開催が8月26日となり、産業別最低賃金に係る運営小委員会の開催予定日である8月28、31日よりも早くなるため、運営小委員会の必要性審議結果を受けて行われる審議会への産別最賃に係る改正諮問の機会がなくなることも考えられますので、そのためだけの本審、つまり第5回本審を開催する必要性が生じることも考えられるということを申し添えます。

事務局案につきましては以上でございます。

日程案はいずれも中央最低賃金審議会の目安が7月下旬までに答申されることを前提としたものであり、あくまでも事務局案として提案させていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上で説明を終わらせていただきます。

(川口会長)

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありましたスケジュール等について、御意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

(松枝委員)

公益の松枝でございます。御説明ありがとうございます。

第1回の運営小委員会の日程ですけれども、こちらは28日金曜日の午前で確定ということでもよろしかったでしょうか。前回、もし可能であれば午後というところも少しリクエストとして上げさせて頂ければ。

(松下委員)

今のところ確定はしておりません。この資料を作った段階で作っておりますので、午後ということであれば、こちらは午後で調整をしていきますので、もし、よろしければ午後でしたら何時でしょうか。14時とかですか。

また御案内を差し上げるということで、日にちはこれでよろしかったでしょうか。時間は改めて御連絡をさせていただきます。

(川口会長)

ありがとうございました。

ほかには何かございませんか。

(「なし」の声あり)

(川口会長)

ないようでしたら、提案いただいた事務局案どおりとさせていただきます。

よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

(川口会長)

それでは、最後の議題となりました。その他に移りますが、何かございますか。

委員の皆様からその他ということで何かございませんか。よろしいですか。

吉崎委員、どうぞ。

(吉崎委員)

書面上の極めて形式的な誤記かと思われるものの確認なので、議題の中では先ほど特に申し上げなかったのですが、青色インデックスの4の①、この意向表明についてという一番右上に作成年月日がございますが、これはもう御存じだったのでしょうか。特に御指摘なかったので、2026年でよろしいですね。間違いないですね。すみません、それだけでございます。

(川口会長)

ありがとうございました。

ほかにはございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

(川口会長)

それでは、事務局、お願いいたします。

(松下室長)

私のほうから2点ほどございます。

1点目はお願いでございます。

7番目の議題の今後の日程調整につきましてです。先ほど、中賃の目安が7月下旬までに答申されるということを前提とした案を御了承いただいたところでございますが、万が一、その目安答申が昨年と同じように8月1日以降にずれ込んだ場合につきましては、また可能な限り現在確保していただいている日時を生かす形で、委員の皆様と調整させていただきたいと考えておりますので、その際はどうぞよろしくお願いいたしますと思っております。

2点目は、先ほど令和8年度の鹿児島県最低賃金の改正について諮問をさせていただきましたので、最低賃金法第25条の規定によりこれを審議していただく専門部会を設置することになります。

このため、事務局で専門部会委員の推薦の公示をさせていただきたいと思っておりますが、専門部会の開催の日程上、専門部会の委員推薦の公示を7月21日火曜日までとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

時間的にあまり余裕がなくて申し訳ございませんが、よろしくお願いいたします。

(永野局長)

私からも一言申し上げさせていただきます。

本年度の審議日程につきましては、今後の中賃の答申が7月下旬の予定となっていることから、昨年と同様に大変厳しい日程での審議となります。

審議におかれましては、委員の皆様には大変御苦勞をおかけすることになりますが、労使双方が納得する形で結論を出せるよう、真摯かつ積極的な議論を期待したいと思います。

このような状況につきましても、何とぞ御理解いただき、今後の審議会の円滑な運営に格別の御理解と格別の御尽力を賜りますよう重ねてお願いを申し上げます。よろしくお願いいたします。

(川口会長)

ありがとうございました。

ただいま説明がありましたとおり、専門部会の委員推薦の公示は7月21日までということで一応提案がございました。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(川口会長)

ありがとうございます。

ほかにはその他の議題ということで何かございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

(川口会長)

御意見等ないようですので、最後に議事録の確認者を指名いたします。

労側は白石委員、使用者側、濱上委員にお願いいたします。

それでは、以上をもちまして予定しておりました全ての議事が終了いたしましたので、本日の審議会はこれにて終了いたします。

ありがとうございました。